

— 重要事項説明書説明資料 —

都市公園法

(昭和31.4.20) 最近改正 平成29.5.12 法26号

1. 公園一体建物に関する協定の効力

(1) 立体都市公園（法第20条、法第21条）

公園管理者は、都市公園の区域を空間又は地下について下限を定めて立体都市公園とすることができます。

(2) 公園一体建物に関する協定（法第22条第1項）

公園管理者は、立体都市公園とその公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときは、建物所有者（所有者となろうとする者）と一定事項を定めた協定を締結することができます。

(3) 制限の内容（法第23条）

公園一体建物に関する協定が公示されたときは、その後その建物の所有者となった者に対しても、協定の効力が及びます。

2. 確認方法（法第22条第2項）

公園管理者は、協定を締結した場合は、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、協定又はその写しを公園管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定で定めるところにより、公園一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、公園管理者の事務所において閲覧に供している旨を掲示しなければならないとされています。